

(写)

長門市告示第 161 号

令和 8 年第 3 回長門市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 8 年 10 月 13 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 8 年 10 月 23 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

継続審査議案（令和 8 年 9 月長門市議会定例会継続審査事件）

第 22 号 令和 7 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 23 号 令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 24 号 令和 7 年度長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 25 号 令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 26 号 令和 7 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案

第 1 号 令和 8 年度長門市一般会計補正予算（第 5 号）

第 2 号 長門市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

令和 8 年第 3 回

長門市議会臨時会

議 案

目 次

議案

第 1 号 令和 8 年度長門市一般会計補正予算（第 5 号）

第 2 号 長門市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 号

長門市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

令和 8 年 10 月 23 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
長門市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 82 号）の一
部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 <u>（支給審査委員会の設置）</u> <u>第 16 条 災害弔慰金及び災害障害見</u> <u>舞金の支給に関する事項を調査審議</u> <u>するため、災害弔慰金等支給審査委</u> <u>員会（以下「支給審査委員会」とい</u> <u>う。）を置く。</u> <u>2 支給審査委員会の委員は、医師、</u> <u>弁護士その他市長が必要と認める者</u> <u>のうちから、市長が委嘱する。</u> <u>3 前項に定めるもののほか、支給審</u> <u>査委員会に関し必要な事項は、市長</u> <u>が別に定める。</u> （委任） <u>第 17 条 （略）</u>	本則 （新設） （委任） <u>第 16 条 （略）</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

- 附 則
- （施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （長門市報酬及び費用弁償条例の一部改正）
- 2 長門市報酬及び費用弁償条例（平成 17 年長門市条例第 45 号）の一部
を次のように改正する。
- 別表環境審議会委員の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額 13,800 円
-----------------	-------------